

13 試験に関するQ&A

項	Q (質問)	A (回答)
勤務地住所要件	受験申込書提出時点で徳島県に住んでいますが、香川県内の特別養護老人ホームに勤めています。試験の受験地はどこですか。	試験の受験地は、受験申込書を提出する時点におけるP23(1)対象者の①に該当する事業所の所在地の属する都道府県になります。次に、①に該当する勤務地要件がない場合は住所地の属する都道府県になります。 従って、左記の場合は、香川県が受験地です。
国家資格等	准看護師として3年間、その後に看護師免許を取得し、看護師として2年間勤務しています。この場合、准看護師免許証の写しは不要ですか。	5年以上国家資格等に基づく業務に従事していたことを確認する必要があります。 准看護師の免許証の写しも必ず添付してください。
	4月1日から病院に勤務していますが、准看護師免許は5月12日の登録となっています。この場合、免許登録までの期間は実務経験に算入できますか。	「准看護師」として働くことができるのは、当該免許の登録日からであり、4月1日から5月11日までの期間は実務経験期間には算入できません。
	結婚のため国家資格等登録証と氏名が違います。この場合どうしたらよいでしょうか。	国家資格等取得証明書、実務経験証明書等の添付書類の氏名が旧姓の場合には、必ず戸籍謄本又は抄本(原本)を添付してください。
	介護福祉士の場合、「国家資格及び都道府県資格取得証明書(免許証等)の写し」は、「合格証」の写しでよろしいでしょうか。	精神保健福祉士・介護福祉士・社会福祉士については、「登録」をもって当該資格の名称が使用できます。「合格証」ではなく必ず「登録証」の写しを添付してください。また、再交付申請中の場合は、必ず登録機関等への「登録証再交付申請書」の写しを添付してください。この場合、「登録証」が到着後、速やかにその写しを提出してください。 なお、登録証の交付や再交付に関しては、公益財団法人社会福祉振興・試験センターにご相談ください。 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 Tel 03-3486-7511 (担当：登録部) (時間：9:00～17:00 土・日・祝日除く。)
対象者の具体的判断	医薬品の卸売販売店で管理薬剤師として勤務しています。薬の在庫管理をしています。実務経験とみなされますか。	要援護者への直接的な支援である調剤業務や薬に関する相談指導等は当該用務とみなされますが、薬の在庫管理は実務経験に算入できません。
	看護師として3年間勤務した後、看護学校の教員として2年以上勤務しています。受験資格はありますか。	教員は要援護者に対する直接的な援助業務でないため、その期間は実務経験として認められません。

期	Q（質問）	A（回答）												
実務経験確認書類の提出に関する特例措置	令和4年10月9日に香川県で試験を受けましたが、今年の実務経験確認書類を提出しなくてもいいですか。	実務経験証明書などの実務経験確認書類の提出に関する特例措置は、香川県独自の制度です。 今年度は、過去3年間に香川県に実務経験確認書類（確定したものに限る。）を提出の上、香川県から受験票の交付を受けた者は、 <u>実務経験確認書類の提出を省略することができます。</u> ① 過去3年間に、実務経験確認書類を「見込」で提出した後、確定の書類を提出していない場合は特例措置の適用はありません。したがって、実務経験確認書類は必ず提出してください。 ② 左記の質問の場合は、下表のとおり特例措置を受けられる場合と受けられない場合があります。 ③ この特例措置を受けられる場合で、その適用を希望する場合は、受験申込書の「実務経験確認書類に関する特例措置」欄に数字の1及び該当する受験年度を記入してください。なお、この特例措置を受けられる場合であっても、後日必要書類の提出を求める場合がありますので、ご承知おきください。												
		<table><tr><th>区分</th><th>年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>受験資格等に変更のない場合</td><td></td><td colspan="3">この3年間のうち、1回以上実務経験確認書類を提出した上で受験票の交付を受けた者（ただし、「見込」の場合は確定書類を提出していること。）</td><td>希望すれば 特例適用あり 実務経験確認書類提出不要</td></tr></table>	区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	受験資格等に変更のない場合		この3年間のうち、1回以上実務経験確認書類を提出した上で受験票の交付を受けた者（ただし、「見込」の場合は確定書類を提出していること。）			希望すれば 特例適用あり 実務経験確認書類提出不要
		区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
受験資格等に変更のない場合		この3年間のうち、1回以上実務経験確認書類を提出した上で受験票の交付を受けた者（ただし、「見込」の場合は確定書類を提出していること。）			希望すれば 特例適用あり 実務経験確認書類提出不要									
<table><tr><td>氏名の変更があった場合</td><td>上記の表で「希望すれば特例適用あり」に当てはまる場合は、特例適用ができます。ただし、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出は必要です。</td></tr></table>	氏名の変更があった場合	上記の表で「希望すれば特例適用あり」に当てはまる場合は、特例適用ができます。ただし、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出は必要です。												
氏名の変更があった場合	上記の表で「希望すれば特例適用あり」に当てはまる場合は、特例適用ができます。ただし、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出は必要です。													

期	Q (質問)	A (回答)
実務経験証明書	登録ヘルパーとして2か所の事業所で勤務していますが、業務期間及び従事日数を通算できるのですか。	同一期間内に複数の勤務先へ勤めている場合、重複している業務期間は通算できませんが、従事日数は通算することができますので、各事業所の実務経験証明書を提出してください。ただし、1日に2か所勤務しているような場合は、1日として通算されます。なお、この場合、個々の事業所での勤務日が分かるような勤務日内訳書（任意様式）の添付が必要です。
	特別養護老人ホームで介護福祉士として介護業務に3年間従事した後、配置換えのため生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。勤務先が同じですが実務経験証明書は2枚必要ですか。 ＜業務の変更＞	証明権者が同一の場合は、3か所までの異動は1枚の実務経験証明書でかまいません。 2つの欄を使用し、職種等に「介護員（介護福祉士）」「生活相談員」等、業務内容等に「入所者の入浴、排泄、食事等の介護業務」「生活相談員業務」等と記入してもらってください。
	老人保健施設で介護業務に2年間従事した後、同一法人の通所リハビリテーションの指定を受けた事業所で介護業務に3年間従事しました。事業所の異動があった場合、実務経験証明書は2枚必要ですか。 ＜業務の変更はないが施設の異動＞	証明権者が同一の場合は、3か所までの異動は1枚の実務経験証明書でかまいません。 2つの欄を使用し、1つの欄に施設又は事業所名に「〇〇老人保健施設」、種類に「介護老人保健施設」と記入し、次の欄の施設又は事業所名に「〇〇事業所」（居宅介護サービス事業者として、知事の指定を受けた事業所名）、種類に「通所リハビリテーション」と記入してもらい、両方の施設を設置した法人の理事長に証明してもらってください。
	業務内容等の欄には何を記入してもらえばいいですか。	業務内容には、例えば、看護師の場合は「一般病棟での看護師業務」などの業務を記入してもらってください。 なお、次の場合には、特にご注意ください。 ① 栄養士の場合は「栄養士法に定める栄養士の名称を用いた栄養指導業務」、管理栄養士の場合は「栄養士法に定める管理栄養士の名称を用いた栄養指導業務」を記入してもらってください。（対人業務であることがわかるように記入してもらってください。） ② 薬剤師の場合は「薬剤師法に定める調剤業務」を記入してもらってください。（服薬指導、薬事相談等、対人業務であることがわかるように記入してもらってください。） ③ 育児休業等を取得した場合には、P28の記入例のようにその期間を記入してもらってください。
	勤務していた事業所が廃業してしまったために、昨年、当該事業者から実務経験証明書をもらっておきました。この証明書を提出した場合、実務経験期間として算入できますか。	原則的には令和6年度介護支援専門員実務研修受講試験の香川県提出用の「実務経験証明書」を提出していただかなくてはなりませんが、事業所の廃止等により申込現在において実務経験証明書の証明者が不在の場合については、介護支援専門員実務研修受講試験用の「実務経験証明書」を提出（原本提出。又は原本提示の上、写しを提出）し、かつ、香川県の行う資格審査を通過したものであれば、実務経験期間に算入できます。 ※ 提出する実務経験証明書では、令和6年度介護支援専門員実務研修受講試験の香川県提出用の「実務経験証明書」で必要とされている記載内容を確認できない場合は、その内容が分かる書類を提出してください。 提出書類で内容が確認できない場合は、実務経験期間には算入できません。